

大阪市商店会総連盟

喫煙所整備補助金制度

大阪市は「インバウンド誘致」や「観光都市の再生」を掲げているにも関わらず、観光客増加に伴うごみ対応やマナー啓発などのオーバーツーリズム対策の実務を、現場の商店街に事実上委ねています。

本来は行政が担うべき公共的機能を民間の自助・共助に過度に依存する構造であり、商店街の負担は増す一方です。 そうした姿勢の象徴が、2025年1月に改正された「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下、「路上喫煙防止条例」）です。

喫煙所整備が十分でないまま市内全域を路上喫煙禁止区域とし、過料を科した結果、喫煙所設備の整った大規模小売店への顧客流出が発生しています。これを食い止めるため、また、ポイ捨てや火事を防ぐため、灰皿や喫煙所の追加設置に自費で対応せざるを得ず、費用負担は一段と重くなっています。

現在も、大阪市の喫煙所整備は一向に進んでいません。

こうした現状を踏まえ、大阪市商店会総連盟は、「喫煙所整備補助金制度」を創設しました。

1 制度概要



- 市商連は各商店街に事業を募集し、事業完了（約1年）後に補助金を支払います。
- 商店街は「各事業者へ依頼する」か「商店街自身で」喫煙所の整備と維持管理を行っていただきます。

2 補助内容

- 喫煙所1ヵ所につき、48,000円/期間
(内訳)
① 地域理解促進調整及び事務経費 12,000円/期間
② 喫煙所清掃費用 36,000円/期間

3 補助対象事業者

市商連に加盟する団体（商店街）

- ※ 個店単位での申請はできません。
- ※ 近隣の複数商店街が共同してエリアを設定し、申請することは可能です。

4 補助事業の要件

商店街やその周辺エリア※1に喫煙所を複数箇所整備し、27年3月末まで維持管理いただくこと※2が必要です。以下の点に留意し、喫煙所の整備・維持管理をお願いします。

※1 周辺エリアは、商店街を利用される方が1～2分以内で足を運べる範囲を想定しています。

※2 期間中に喫煙所を撤去した場合は補助の対象となりません。

(エリア設定について)

- ・エリア内に最低5箇所以上、喫煙所の整備を行ってください。
- ・エリア内最大10箇所程度の喫煙所が補助の上限となります。（ただし、エリアの広さなどに応じて最終判断します）
- ・近隣の複数商店街が共同してエリアを設定し、喫煙所の整備・維持管理をすることも可能です。

(喫煙所の仕様について)

- ・屋外に整備し、店舗利用者や従業員に限定せず、「誰でも利用可能」としてください。
- ・概ね週5日以上、かつ1日12時間以上を目安に開放するようお願いします。
- ・必ず私有地に整備してください（路上はNG）。また、喫煙者が私有地内で吸えるスペースを確保ください。
- ・アーケードの下部分を避けて設置をお願いします。
- ・市商連が提供する灰皿（もしくは掲示物）をご活用ください。
- ・市商連が提供する路面テープ等で、喫煙所を区画化してください。

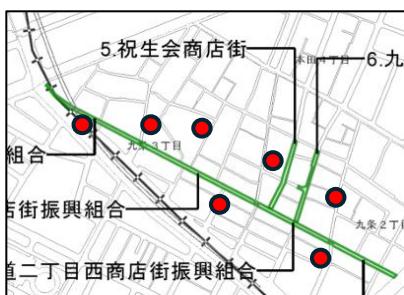
(その他補助の要件について)

- ・各喫煙所間について、10m以上離れた喫煙所が補助の対象となります。
- ・1事業者の敷地につき1ヶ所までが補助の対象となります。
- ・自治体の補助金や民間企業等の協賛金を利用し設置された喫煙所は補助の対象外となります。

(喫煙所整備以外の対応について)

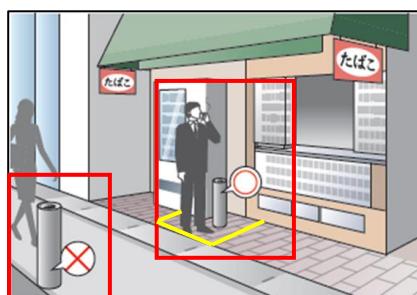
- ・日々灰皿の清掃をお願いします。
- ・設置前の周辺地域の理解獲得や設置後の問い合わせ対応は各商店街にてお願いします。
- ・本事業によって発生したトラブルや費用は各商店街にて対応お願いします。
- ・喫煙所設置前後の「ポイ捨て調査」を外部企業にて行う予定ですので承知ください。

エリアイメージ



※緑線が商店街、赤丸が喫煙所
※アーケードを避ける形で設置する

設置場所イメージ



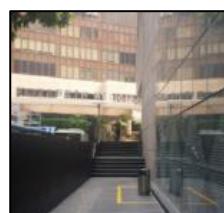
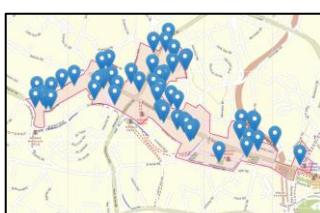
※私有地に設置
※公道への設置はNG

喫煙所イメージ



※提供する灰皿や掲示物を使用する
※提供する路面テープ等で区分けをする

※参考_シンガポール（オーチャード）の事例



- ・喫煙規制の厳しい国とされる
- ・ただし、路上喫煙禁止エリアは一部のみ
- ・1km²の禁止エリアに50箇所喫煙所有り
- ※地図の青印のスポットが喫煙所
- ・喫煙所は枠線で囲った簡易的なもの

5 補助事業の流れ

① 事前相談

- ・「参加申請書」を市商連事務局までFAX（06-6268-5169）いただくようお願いします。
- ・FAXをいただいた後、市商連もしくは委託先の事務局スタッフからご連絡をいたします。
- ・前頁「補助事業の要件」をご確認いただいた上、喫煙所整備の候補場所を選定いただけますと幸いです。

② 現地打合せ

- ・市商連の事務局スタッフが現地にお伺いし、補助事業の詳細説明や候補場所の確認を行います。
- ・2～3回の打合せを想定しております。

③ 申請書の提出

※26年3月15日が申請期限となります。

- ・事務局スタッフとの現地打合せが完了した後、「申請書」を記載・提出ください。

④ 喫煙所の整備

※26年4月末までの整備（スタッフの完了確認含む）が必須となります。

- ・申請書に問題なければ、灰皿等の必要な部材をご指定の場所にお送りします。
- ・喫煙所整備が完了しましたら、事務局スタッフに連絡をお願いします。
- ・事務局スタッフが整備状況を現地確認し、問題がなければ喫煙所整備は完了となります。

⑤ 喫煙所の維持

- ・喫煙所の清掃等をお願いします。
- ・やむを得ず、喫煙場所の移設や撤去が発生する場合は、事前に事務局に連絡ください。
- ・「中止承認申請書」や「変更承認申請書」を提出いただく手続きが必要になります。

⑥ 事業完了報告

※27年3月末で事業完了となります。

- ・市商連から「事業完了報告書兼補助金支払請求書」を郵送しますので提出をお願いします。（27年3月を想定）
- ・事務局スタッフが、各喫煙所が維持されているか現地確認いたします。
- ・現地確認にて問題がなければ、市商連からご指定の口座に補助金をお振込みします。（27年6月頃を想定）